

社会福祉施設の方へ

— 安心して出張理容・美容をご利用いただくために —

出張理容・美容をご利用の際には以下の点を確認いただければ、より安全で衛生的な出張サービスを受けることができます。

1. 施術を行う方は 理容師または美容師である

出張理容・美容を行うことができるのは、理容師免許または美容師免許を持っている方です。資格を持っているかどうか、確認してください。



2. 施術を行う方は 器具等の消毒を行っている

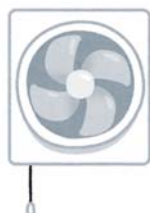
出張理容・美容を行う方は、器具を消毒するための消毒薬品を携行する必要があります。



3. 衛生を保持しやすい施術場所の提供

- 床や壁は、水のしみこみにくい材質の場所（ビニールシート可）
- 施術場内の採光、照明及び換気を十分に確保できる場所
- 手指を洗浄するための流水設備がある場所

これらを満たす場所は、清掃や消毒を行いやすく、適しています。



4. 契約書を交わす

契約書の中で責任の所在を明らかにしておくと、トラブルを防ぐことができ、またトラブルが起こった際もスムーズに解決しやすくなります。

また、新たに出張理容・美容の業者と契約を結ぶ際は、事前に施術者免許の有無を確認されることをおすすめします。



<関係法規>

(理容のサービスの提供ができる者)

(美容のサービスの提供ができる者)

理容師法	美容師法
第六条 理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。	第六条 美容師の免許を受けた者でなければ、美容を業としてはならない。

(理容所以外の場所で業務を行う場合に講ずべき措置)

(美容所以外の場所で業務を行う場合に講ずべき措置)

大阪府理容師法施行条例	大阪府美容師法施行条例
第五条 理容師は、理容所以外の場所においてその業を行うときは、消毒を行うために必要な薬品を、常に携帯しなければならない。	第五条 美容師は、美容所以外の場所においてその業を行うときは、消毒を行うために必要な薬品を、常に携帯しなければならない。

(理容所・美容所以外で施術が可能な場合)

1	理容師法 理容師は、理容所以外の場所において、理容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。	美容師法 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。
2	理容師法施行令 ① 疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対して美容を行う場合 ② 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容を行う場合 ③ 前二号のほか、都道府県等が条例で定める場合	美容師法施行令 ① 疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合 ② 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合 ③ 前二号のほか、都道府県等が条例で定める場合
3	大阪府理容師法施行条例及び大阪府美容師法施行条例 社会福祉法第2条第2項第1号から4号、6号の施設 ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業 ② 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業 ③ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業 ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設を経営する事業 ⑤ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設を経営する事業	

注意

大阪府所管外（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市）で出張理容・出張美容を行う場合はルールが異なりますので、所管する保健所にお問い合わせ下さい。

